

I 本組合退職手当条例等の一部改正概要について

1 改正概要

退職給付における官民較差（平均 402.6 万円）の解消を図るための国家公務員の退職手当の支給水準引下げに準じ、本組合退職手当条例本則の規定により計算した退職手当の基本額に乗じる割合（調整率）を引下げる。

(1) 調整率の引下げ

退職手当条例本則の規定により計算した退職手当の基本額に乗じる調整率を 100 分の 104 から 100 分の 87 に引下げる。

(2) 適用者の拡大

調整率の適用対象は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用する。

2 施行期日等

(1) 施行日 平成 25 年 4 月 1 日

(2) 調整率引下げの経過措置

期 間	調整率	減率
現行	104/100	—
平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	98/100	△ 6
平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日	92/100	△ 6
平成27年4月1日 ～	87/100	△ 5

3 支給額への影響

(1) 定年退職者の平均支給額

年度	最高限度支給率			支給額			
	①現行	②改正後	③差 ①－②	④現行	⑤改正後	⑥差 ④－⑤	⑦減額率 ⑥／④
H25	59.28	55.86	△3.42	千円 24,780	千円 23,429	千円 1,351	△5.4%
H26	59.28	52.44	△6.84	24,780	22,085	2,695	△10.9%
H27	59.28	49.59	△9.69	24,780	20,965	3,815	△15.4%

(2) 勸奨退職者の平均支給額

年度	最高限度支給率			支給額			
	①現行	②改正後	③差 ①－②	④現行	⑤改正後	⑥差 ④－⑤	⑦減額率 ⑥／④
H25	59.28	55.86	△3.42	千円 25,645	千円 24,219	千円 1,426	△5.6%
H26	59.28	52.44	△6.84	25,645	22,794	2,851	△11.1%
H27	59.28	49.59	△9.69	25,645	21,608	4,037	△15.7%

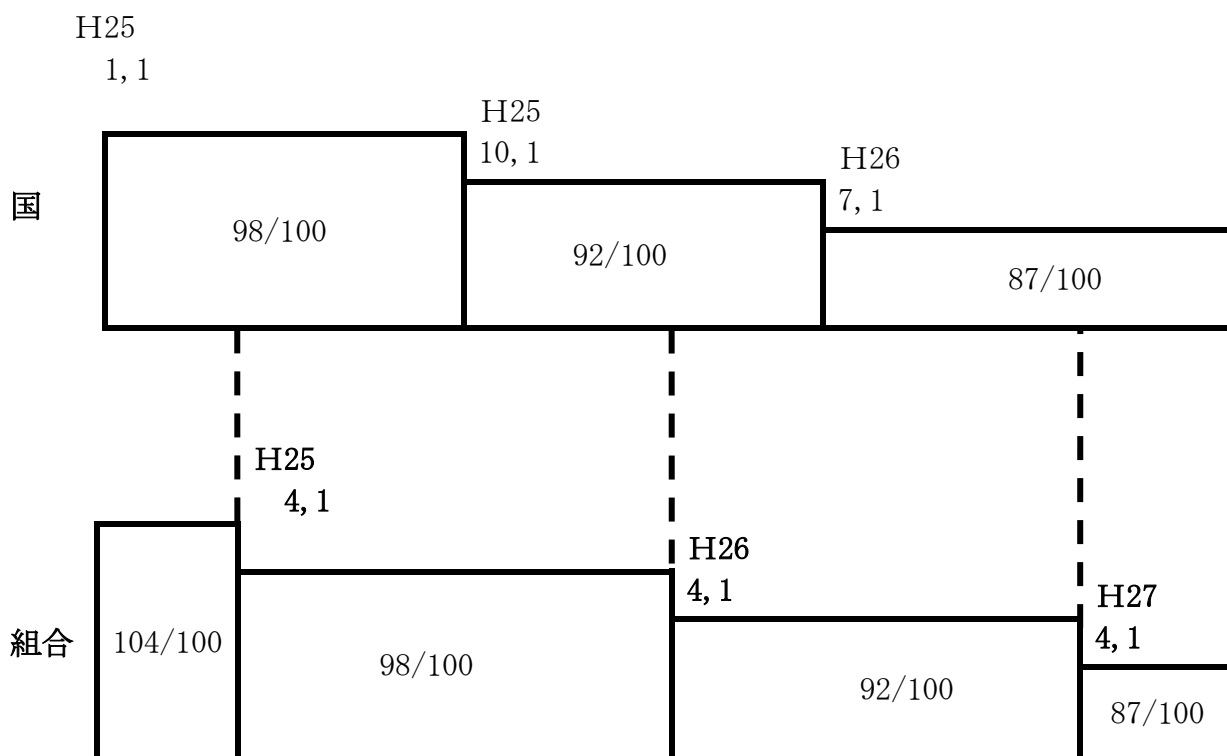
※ 支給率は、勤続35年以上の最高限度支給率。

※ 支給額は、平成23年度に給付した退職手当の平均額を基に算出したもの。

4 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当支給率

区分 (年度)	調整率	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)
H24	104/100	30.55	41.34	59.28	59.28
H25	98/100	28.7875	38.955	55.86	55.86
H26	92/100	27.025	36.57	52.44	52.44
H27	87/100	25.55625	34.5825	49.59	49.59

5 調整率引下げに関する国の経過措置との比較



II 退職手当の計算の仕方

1 退職手当の額

一般の退職手当の額は、「退職手当の基本額」に「退職手当の調整額」を加えて得た額とする。(平成18年4月1日施行)

2 退職手当の 基本額 の計算のしかた

$$\boxed{\text{退職手当の基本額}} = \boxed{\text{退職日給料月額}} \times \boxed{\text{勤続年数及び退職事由に応じて定められた支給率(P5)}}$$

(1) 給料月額

- ㉚ 退職の日の給料月額とする。
- ㉛ 医療職職員等で給料の調整額を支給されているときは、当該調整額を加えた額とする。
- ㉜ 休職、停職、減給等により給料月額の一部又は、全部を支給されないとき若しくは、育児短時間勤務取得期間中においては、本来受けるべき給料月額とする。
- ㉝ 特例給料月額

次の条件を備えた者が定年前に退職する場合には、退職日給料月額に、その者の定年年齢から退職の日の年齢を差し引いた年齢1年当たり2%を加算した額を退職手当の算定の基礎となる給料月額(以下「特例給料月額」という。)とする。

[条件]

- ① 勤続期間 25年以上
- ② 年齢 定年から10年を減じた年齢以上(定年60歳の場合は、50歳以上)
- ③ 退職日 定年に達する日(定年60歳の場合は60才誕生日の前日)の6月前までに退職
- ④ 退職事由 整理退職(定数の減少、組織の改廃等)、勸奨退職、公務上の傷病死亡退職

$$\boxed{\text{特例給料月額}} = \boxed{\text{退職日給料月額}} \times \boxed{1 + (0.02 \times \text{定年までの残年数})}$$

[計算例]	① 勤続期間 33年	② 退職時の年齢 55歳(定年までの残年数 5年)
	③ 退職事由 勸奨退職	④ 退職日給料月額 380,000円
	・ 特例給料月額	
	380,000円 × (1 + 0.02 × 5年) = 418,000円	

(2) 勤続期間

- ㉚ 公務員としての引き続いた在職期間。(退職手当の支給を受けた期間を除く。)
- ㉛ 在職期間の計算は、職員となった月から退職した月までの月数となる。
- ㉜ 休職、停職、育児休業などの期間については、その2分の1の期間(育児休業期間のうち当該子が1歳に達した日の属する月までの期間又は、育児短時間勤務取得期間については3分の1の期間)が除算される。ただし、自己啓発等休業期間(一定の条件を満たした場合は2分の1の期間)及び、組合専従職員期間については、その全期間が除算される。
- ㉝ 在職期間に1年未満の端数月があるときは、切り捨てる。

(3) 退職手当支給率表

退職理由 勤続年数	自己都合退職			定年退職・勸奨退職		
	H25.4.1～H26.3.31 までに退職した場合	H26.4.1～H27.3.31 までに退職した場合	H27.4.1以降 に退職した場合	H25.4.1～H26.3.31 までに退職した場合	H26.4.1～H27.3.31 までに退職した場合	H27.4.1以降 に退職した場合
	調整率98/100	調整率92/100	調整率87/100	調整率98/100	調整率92/100	調整率87/100
1	0.588	0.552	0.522	0.98	0.92	0.87
2	1.176	1.104	1.044	1.96	1.84	1.74
3	1.764	1.656	1.566	2.94	2.76	2.61
4	2.352	2.208	2.088	3.92	3.68	3.48
5	2.94	2.76	2.61	4.9	4.6	4.35
6	3.528	3.312	3.132	5.88	5.52	5.22
7	4.116	3.864	3.654	6.86	6.44	6.09
8	4.704	4.416	4.176	7.84	7.36	6.96
9	5.292	4.968	4.698	8.82	8.28	7.83
10	5.88	5.52	5.22	9.8	9.2	8.7
11	8.7024	8.1696	7.7256	13.5975	12.765	12.07125
12	9.5648	8.9792	8.4912	14.945	14.03	13.2675
13	10.4272	9.7888	9.2568	16.2925	15.295	14.46375
14	11.2896	10.5984	10.0224	17.64	16.56	15.66
15	12.152	11.408	10.788	18.9875	17.825	16.85625
16	15.0822	14.1588	13.3893	20.9475	19.665	18.59625
17	16.4934	15.4836	14.6421	22.9075	21.505	20.33625
18	17.9046	16.8084	15.8949	24.8675	23.345	22.07625
19	19.3158	18.1332	17.1477	26.8275	25.185	23.81625
20	23.03	21.62	20.445	28.7875	27.025	25.55625
21	24.99	23.46	22.185	30.7475	28.865	27.29625
22	26.95	25.3	23.925	32.7075	30.705	29.03625
23	28.91	27.14	25.665	34.6675	32.545	30.77625
24	30.87	28.98	27.405	36.6275	34.385	32.51625
25	32.83	30.82	29.145	38.5875	36.225	34.25625
26	34.79	32.66	30.885	40.5475	38.065	36.00625
27	36.75	34.5	32.625	42.5075	39.905	37.75625
28	38.71	36.34	34.365	44.4675	41.745	39.50625
29	40.67	38.18	36.105	46.4275	43.585	41.25625
30	42.63	40.02	37.845	48.3875	45.425	43.00625
31	44.59	41.86	39.585	50.3475	47.265	44.75625
32	46.55	43.7	41.325	52.3075	49.105	46.50625
33	48.51	45.54	43.065	54.2675	50.945	48.25625
34	50.47	47.38	44.805	56.2275	52.785	50.00625
35	52.43	49.22	46.545	58.1875	54.625	51.75625
36	54.39	51.06	48.285	60.1475	56.465	53.50625
37	56.35	52.9	50.025	62.1075	58.305	55.25625
38	58.31	54.74	51.765	64.0675	60.145	57.00625
39	60.27	56.58	53.505	66.0275	61.985	58.75625
40	62.23	58.42	55.245	67.9875	63.825	60.50625
41	64.19	60.26	56.985	69.9475	65.665	62.25625
42	66.15	62.1	58.725	71.9075	67.505	64.00625
43	68.11	63.94	60.465	73.8675	69.345	65.75625
44	70.07	65.78	62.205	75.8275	71.185	67.50625
45	72.03	67.62	63.945	77.7875	73.025	69.25625

※ 退職日の給料月額に、勤続年数及び退職事由に応じて定められた支給率を乗じて得た額が退職手当の基本額となります。

3 退職手当の 調整額 の計算のしかた

$$\boxed{\text{退職手当の調整額}} = \boxed{\text{調整月額}} \times \boxed{\text{月数 (60月を限度)}}$$

(1) H18. 4. 1 以降の職務の級に対応する各区分の調整月額及び基準 (適用例)

職員の区分	調整月額	行一	行二	医一	医二	医三	公一
第1号区分	54,150円			5級			
第2号区分	50,000円			4級			
第3号区分	45,850円	8級		4級			9級
第4号区分	41,700円	7級		4級	8級	7級	8級
第5号区分	33,350円	6級		3級	7・6級	6級	7級
第6号区分	25,000円	5級	5級	2級	5級	5級	6級
第7号区分	20,850円	4級	5級	2級	5級	4級	5・4級
第8号区分	16,700円 ※下記(2)㉞	3級	4・3級(※1)	1級	4・3・2級	4・3・2級(※2)	4・3級
第9号区分	0円	2・1級	3・2・1級	1級	2・1級	2・1級	3・2・1級

※1 3級在職期間が120月を越える期間から適用。

※2 2級在職期間が360月を越える期間から適用。

※ 退職手当の調整額の基準は、職員の職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮し、総合的に任命権者が定め、職員の区分（退職手当条例第6条の4第1項各号に掲げる区分）を決定しなければならない。（本組合退職手当条例施行規則第10条の2）

※ 各団体の調整額の基準についてなお確認のこと。

(2) 短期勤続者等に対する退職手当の調整額

<自己都合退職者以外の退職者>

㉞ 勤続期間が5年以上24年以下のものは、第8号区分の調整月額を0円とする。

㉟ 勤続期間が1年以上4年以下のものは、㉞及び㉞で計算した額の2分の1に相当する額とする。

㊱ 勤続期間が1年に満たないものは、調整額は支給しない。

<自己都合退職者>

㊲ 勤続期間が10年以上24年以下のものは、㉞及び㉞で計算した額の2分の1に相当する額とする。

㊳ 勤続期間が9年以下のものは、調整額は支給しない。

(3) 退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等

調整額を勘案する期間で休職等がある場合は勤続期間と同様に控除する。

4 平成25年4月1日以降に退職する者に適用する平成18年条例改正の経過措置

(1) 新制度適用日前日額の保障

平成18年4月1日以後に退職した者の退職手当について、新条例で計算した退職手当の額が新制度適用日前日額（平成18年3月31日に退職したと仮定した場合に支給される退職手当額）よりも低い場合は、高いもの（新制度適用日前日額）を支給する。

※ 新制度適用日前日額＝新制度適用日前日（平成18年3月31日）に実際に退職したのと同じ理由で仮に退職したとした場合の退職手当額

※ 加美町、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合については、新制度適用日は平成19年4月1日（新制度適用日前日 平成19年3月31日）

(2) 平成25年3月31日までに退職した者に対する計算方法

$$\boxed{\text{新制度適用日前日額}} = \boxed{\text{算定基礎給料月額 (㉞)}} \times \boxed{\text{支給率 (㊥)}} \\ \text{(㉞及び㊥によって求めた率 (P8))}$$

- ㉞ 算定基礎給料月額 新制度適用日前日の給料月額又は特例給料月額
- ㉟ 在職年数 新制度適用日前日までの在職年数とする
- ㊦ 退職理由 実際に退職したのと同じ理由
- ㊥ 支給率 平成18年条例改正前の支給率（P8）

(3) 平成25年4月1日以降に退職する者に対する計算方法

上記②の㉞～㊦までは従前どおり。㊥の支給率は退職日に応じて下記により求める。

退職日	支給率
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	平成18年条例改正前の支給率× 98/100 (98/104)
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日	平成18年条例改正前の支給率× 92/100 (92/104)
平成27年4月1日～	平成18年条例改正前の支給率× 87/100 (87/104)

(4) 保障額の算定の支給率

(平成18年改正条例附則第3項の規定による一般職の退職手当支給率表)

退職理由 勤続年数	自己都合退職			定年退職・勸奨退職		
	H25.4.1～H26.3.31 までに退職した場合 附則調整98/100	H26.4.1～H27.3.31 までに退職した場合 附則調整92/100	H27.4.1以降 に退職した場合 附則調整87/100	H25.4.1～H26.3.31 までに退職した場合 附則調整98/100	H26.4.1～H27.3.31 までに退職した場合 附則調整92/100	H27.4.1以降 に退職した場合 附則調整87/100
	1	0.588	0.552	0.522	0.98	0.92
2	1.176	1.104	1.044	1.96	1.84	1.74
3	1.764	1.656	1.566	2.94	2.76	2.61
4	2.352	2.208	2.088	3.92	3.68	3.48
5	2.94	2.76	2.61	4.9	4.6	4.35
6	4.41	4.14	3.915	5.88	5.52	5.22
7	5.145	4.83	4.5675	6.86	6.44	6.09
8	5.88	5.52	5.22	7.84	7.36	6.96
9	6.615	6.21	5.8725	8.82	8.28	7.83
10	7.35	6.9	6.525	9.8	9.2	8.7
11	8.7024	8.1696	7.7256	10.878	10.212	9.657
12	9.5648	8.9792	8.4912	11.956	11.224	10.614
13	10.4272	9.7888	9.2568	13.034	12.236	11.571
14	11.2896	10.5984	10.0224	14.112	13.248	12.528
15	12.152	11.408	10.788	15.19	14.26	13.485
16	13.0144	12.2176	11.5536	16.268	15.272	14.442
17	13.8768	13.0272	12.3192	17.346	16.284	15.399
18	14.7392	13.8368	13.0848	18.424	17.296	16.356
19	15.6016	14.6464	13.8504	19.502	18.308	17.313
20	20.58	19.32	18.27	25.725	24.15	22.8375
21	21.756	20.424	19.314	27.195	25.53	24.1425
22	22.932	21.528	20.358	28.665	26.91	25.4475
23	24.108	22.632	21.402	30.135	28.29	26.7525
24	25.284	23.736	22.446	31.605	29.67	28.0575
25	33.075	31.05	29.3625	39.69	37.26	35.235
26	34.545	32.43	30.6675	41.454	38.916	36.801
27	36.015	33.81	31.9725	43.218	40.572	38.367
28	37.485	35.19	33.2775	44.982	42.228	39.933
29	38.955	36.57	34.5825	46.746	43.884	41.499
30	40.425	37.95	35.8875	48.51	45.54	43.065
31	41.65	39.1	36.975	49.98	46.92	44.37
32	42.875	40.25	38.0625	51.45	48.3	45.675
33	44.1	41.4	39.15	52.92	49.68	46.98
34	45.325	42.55	40.2375	54.39	51.06	48.285
35	46.55	43.7	41.325	55.86	52.44	49.59
36	47.775	44.85	42.4125	55.86	52.44	49.59
37	49	46	43.5	55.86	52.44	49.59
38	50.225	47.15	44.5875	55.86	52.44	49.59
39	51.45	48.3	45.675	55.86	52.44	49.59
40	52.675	49.45	46.7625	55.86	52.44	49.59
41	53.9	50.6	47.85	55.86	52.44	49.59
42	55.125	51.75	48.9375	55.86	52.44	49.59
43	55.86	52.44	49.59	55.86	52.44	49.59
44	55.86	52.44	49.59	55.86	52.44	49.59
45	55.86	52.44	49.59	55.86	52.44	49.59

5 退職手当にかかる税金

退職手当には、所得税（復興特別所得税を含む）と住民税（市町村民税と県民税）が課税され、退職手当の支給を受け取るときに徴収される。

退職手当にかかる税金は分離課税になっており、あとで他の所得と合算して課税されることはない。

（1）税の概算額と計算方法

退職手当にかかる税額は、退職手当の額から、退職所得控除額（①）を控除した後の額に課税される。控除後の金額に応じて11ページ「退職所得にかかる所得税と住民税の早見表」により概算額を求める。

※ 退職手当に係る所得税・住民税はそれぞれ求め方が異なるが、ここでは簡便な方法で概算を求められるように作成している。

① 退職所得控除額

- 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数(勤続年数が2年以下の場合80万円)

- 勤続年数が21年以上の場合

800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※ 勤続年数別の退職所得の控除額は、10ページ「勤続年数別退職所得控除額表」とおり。

② 退職所得控除後の額

$$\boxed{\text{退職手当額}} - \boxed{\text{①退職所得控除額}} = \boxed{\text{退職所得控除後の額}} \text{ ④}$$

P10 勤続年数別退職所得控除額表 参照

↓
実際に課税される額

③ 税の概算額

$$\boxed{\text{④退職所得控除後の額}} \rightarrow \left. \begin{array}{l} \text{所得税} \\ \text{住民税} \\ \text{計} \end{array} \right\} \text{ P11 「退職所得にかかる所得税と住民税の早見表」 参照}$$

退職所得控除後の額④から、11ページ「退職所得にかかる所得税と住民税の早見表」により概算の税額を算出する。

（2）退職手当の手取額

退職手当額から、（1）で求めた税額を差し引く。

$$\boxed{\text{退職手当額}} - \boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{退職手当手取額}}$$

※ 退職時に市町村職員共済組合及び公立学校共済組合の物資・貸付事業の未償還金残高がある場合は、退職手当から差し引いて、各共済組合へ送金。

勤続年数別退職所得控除額表

(平成25年4月1日現在)

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円
2年以下	800	1,800	24年	10,800	11,800
			25年	11,500	12,500
			26年	12,200	13,200
3年	1,200	2,200	27年	12,900	13,900
4年	1,600	2,600	28年	13,600	14,600
5年	2,000	3,000	29年	14,300	15,300
6年	2,400	3,400	30年	15,000	16,000
7年	2,800	3,800	31年	15,700	16,700
8年	3,200	4,200	32年	16,400	17,400
9年	3,600	4,600	33年	17,100	18,100
10年	4,000	5,000	34年	17,800	18,800
11年	4,400	5,400	35年	18,500	19,500
12年	4,800	5,800	36年	19,200	20,200
13年	5,200	6,200	37年	19,900	20,900
14年	5,600	6,600	38年	20,600	21,600
15年	6,000	7,000	39年	21,300	22,300
16年	6,400	7,400	40年	22,000	23,000
17年	6,800	7,800			
18年	7,200	8,200	41年以上	22,000千円に	23,000千円に
19年	7,600	8,600		勤続年数が40	勤続年数が40
20年	8,000	9,000		年を超える1年	年を超える1年
21年	8,700	9,700		ごとに700千	ごとに700千
22年	9,400	10,400		円を加算した金	円を加算した金
23年	10,100	11,100		額	額

☆ 勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げる。
(勤続30年1月の場合は、31年となる。)

退職所得にかかる所得税と住民税の早見表

(平成25年1月1日から適用)

退職所得控除後の金額	所 得 税 (復興特別所得税を含む)	住 民 税	合 計
25 万円	6,381 円	12,500 円	18,881 円
50	12,762	25,000	37,762
100	25,525	50,000	75,525
150	38,287	75,000	113,287
200	51,050	100,000	151,050
250	63,812	125,000	188,812
300	76,575	150,000	226,575
350	89,337	175,000	264,337
400	104,652	200,000	304,652
450	130,177	225,000	355,177
500	155,702	250,000	405,702
550	181,227	275,000	456,227
600	206,752	300,000	506,752
650	232,277	325,000	557,277
700	278,222	350,000	628,222
750	329,272	375,000	704,272
800	380,322	400,000	780,322
850	431,372	425,000	856,372
900	482,422	450,000	932,422
950	533,472	475,000	1,008,472
1,000	584,522	500,000	1,084,522
1,050	635,572	525,000	1,160,572
1,100	686,622	550,000	1,236,622
1,150	737,672	575,000	1,312,672
1,200	788,722	600,000	1,388,722
1,250	839,772	625,000	1,464,772
1,300	890,822	650,000	1,540,822

- ◇ 退職所得控除後の金額を2分の1しない金額で税額を求める。
- ◇ 控除後の金額は50万円刻みにしているため、金額の近い欄で概算の税額を求める。
- ◇ 勤続5年以下の退職者は税額の計算方法が異なるため、この早見表は使用できない。